

## 策定にあたって



平成12年度に創設された介護保険制度は、老後の安心を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。

しかしながら、この間、認知症高齢者の増加、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加など介護保険を取り巻く状況が刻々と変化しております。

また、今後、高齢化がますます進むなか、特に団塊の世代が75歳を迎える2025年には高齢化率が30%を超え3人に1人が高齢者という状況になり、現在の介護保険制度の中では支えきれないのではないか、という心配の声も聞こえてきます。

こうした状況を踏まえ、国では地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムをより重要視するなど、平成27年度の介護保険制度改正は制度創設以降最も大がかりなものとなりました。

具体的には、「効率的且つ効果的な介護サービスの提供」の観点から、要支援者に対する訪問介護サービスなどの市町村への移行や認知症対策、医療介護連携対策、地域ケア会議の充実、「公平公正な負担」の観点からは、利用者負担の一部引き上げなどが打ち出されており、今後は地域における取組の重要性が一層高まり、市町村やそれを支える県民の力量が試されることとなります。

鳥取県では、65歳以上の高齢者人口比率は平成26年には人口の28%を超え、そのうち75歳以上の後期高齢者も15%に達するなど、全国平均の高齢者人口比率25.4%、後期高齢者人口12.4%と比べるといずれも上回っており、今後も緩やかに上昇していく見込みです。

また、認知症の高齢者についても全国で約280万人、鳥取県で約2万人となっており、10年前の2倍近くに増加しています。

このような中で、最も重要な仕組みが、高齢者が住み慣れた地域で住み慣れた人とともに生活できることを可能にする地域包括ケアシステムです。

地域包括ケアシステムの構築・確立のためには保健、医療、福祉の連携とともに、元気な高齢者の皆さんを含めた地域の住民の皆さんの「地域力」が試されることとなります。

鳥取県では第5期においても、地域住民が主役となって高齢者を支えていく「支え愛まちづくり」を推進してきましたが、第6期の支援計画でも引き続き施策の柱として位置付け、さらに充実を図るとともに、少子化に伴う介護人材不足の問題や認知症対策などの喫緊の課題に対応するための施策も盛り込んでいます。

鳥取県民が持っている強い絆や温かな心を最大限活かしながら、県民の皆さまとともに、地域がともに支え合う鳥取県らしい介護保険の仕組みを構築していきたいと思いますので、より一層のご協力をお願いします。

平成27年5月

鳥取県知事  
平井伸治